

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成19年10月11日(2007.10.11)

【公表番号】特表2004-535101(P2004-535101A)

【公表日】平成16年11月18日(2004.11.18)

【年通号数】公開・登録公報2004-045

【出願番号】特願2002-584619(P2002-584619)

【国際特許分類】

H 04 N 5/44 (2006.01)

H 04 N 17/00 (2006.01)

【F I】

H 04 N	5/44	Z
H 04 N	17/00	M

【誤訳訂正書】

【提出日】平成19年8月16日(2007.8.16)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

複数の視聴メディアを提供するメディア再生装置において自動的にユーザのお気に入りの視聴メディアを再生するための方法であって、

前記複数の視聴メディアの各々について、前記メディア再生装置が該複数のメディアの各々を所定の期間において選択していた累計時間を記録するステップと、

前記記録された累計時間から決定される、前記複数のメディアの中から前記メディア再生装置が選択した頻度の高い方から所定数のメディアが記録された前記お気に入りの視聴リストを生成するステップと、

前記メディア再生装置による、前記お気に入りの視聴リストにおける前記所定数のメディアをスキヤンすることを指示するメディアスキヤンコマンドの受信に応じて、前記所定数のメディアの各々において一時停止しつつ前記お気に入りの視聴リストを参照するステップと、

を有する方法。

【請求項2】

請求項1記載の方法であって、

前記メディア再生装置は、テレビ、ラジオ、音楽CD演奏装置、及びインターネット・ブラウザが動作するコンピュータのうちのいずれか一つを備えること、  
を特徴とする方法。

【請求項3】

請求項1記載の方法であって、

前記メディア再生装置が前記複数の視聴メディアの各メディアを選択していた累計時間を記録するステップは、

各メディアについて、当該メディアを選択した開始時刻と終了時刻とを記録し、該記録された開始時刻と終了時刻とに基づいて、前記所定の期間において、特定のメディアが選択されていた累計時間を計算すること、

を特徴とする方法。

【請求項4】

請求項 3 記載の方法であって、  
前記記録される開始時刻と前記終了時刻とが、前記メディア再生装置と接続された時間監視装置から読み出されること、  
により特徴付けられる方法。

【請求項 5】

請求項 1 記載の方法であって、  
自動的に生成された前記お気に入りの視聴リストに対し、手動でメディアを加えること、又は手動でメディアを削除すること、の少なくとも一つにより特徴付けられる方法。

【請求項 6】

請求項 2 記載の方法であって、  
前記複数の視聴メディアは、少なくとも一つの音楽 C D における複数の曲を有すること、  
を特徴とする方法。

【請求項 7】

請求項 6 記載の方法であって、  
前記お気に入りの視聴リストに記録されていない視聴メディアよりも、前記お気に入りの視聴リスト記録されている視聴メディアをより頻繁に提供すること、  
を特徴とする方法。

【請求項 8】

請求項 2 記載の方法であって、  
前記複数の視聴メディアは、複数のインターネット・ウェブ・サイトを有すること、  
を特徴とする方法。

【請求項 9】

請求項 1 記載の方法であって、  
前記所定の期間内に視聴メディアが選択されていた時間の累計が基準時間を超えていた場合にのみ、当該視聴メディアが前記お気に入りの視聴リストに追加されること、  
を特徴とする方法。

【請求項 10】

複数の視聴メディアを有するメディア再生装置において自動的にお気に入りの視聴メディアを再生するためのシステムであって、  
所定の期間において前記メディア再生装置が、どの程度の時間、前記複数のメディアの各々を選択していたのかを監視する時間管理装置と、

前記時間管理装置に接続され、該時間管理装置が提供する、前記メディア再生装置が前記所定の期間において前記複数のメディアの各々を選択していた累計時間に基づいて、前記複数のメディアの中から前記メディア再生装置が選択した頻度の高い方から所定数のメディアが記録されたお気に入りの視聴リストを生成する統計管理部と、

前記お気に入りの視聴リストにおける前記所定数のメディアをスキャンすることを指示するメディアスキャンコマンドの、前記メディア再生装置による受信に応じて、前記所定数のメディアの各々において一時停止しつつ前記お気に入りの視聴リストを参照するための手段と、  
を有することを特徴とするシステム。

【請求項 11】

請求項 10 記載のシステムであって、  
前記セレクションは、テレビのチャンネル、ラジオ局、少なくとも一つの音楽 C D における曲、及びインターネット・ウェブ・サイト、の内のいずれか一つを有すること、  
を特徴とするシステム。

【請求項 12】

請求項 10 記載のシステムであって、  
前記視聴メディアは、少なくとも一つの音楽 C D における複数の曲を有し、  
前記お気に入りの視聴リストは、該お気に入りの視聴リストにない曲よりも、当該お気

に入りの視聴リストにある曲をより頻繁に提供するために、前記メディア再生装置のランダム演奏機能に影響を与えるものとして用いられること、  
を特徴とするシステム。

【請求項 1 3】

請求項 1 0 記載のシステムであって、

前記時間管理装置は、前記選択統計管理部に対し、前記メディア再生装置が個々の視聴メディアを選択する毎に、該メディア再生装置が複数の視聴メディアの中から該特定の視聴メディアを選択していた期間の開始時刻と終了時刻とを供給し、

前記選択統計管理部は、前記開始時刻と前記終了時刻とに基づいて、前記所定の期間内に、前記特定の視聴メディアが選択されていた累計時間を計算するための手段を含むこと

、  
を特徴とするシステム。

【誤訳訂正 2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【発明の詳細な説明】

【発明の名称】メディア再生装置における、ユーザの好みの視聴メディアの自動選択のための方法、及びシステム

【技術分野】

【0 0 0 1】

この発明は、特にテレビ、ラジオ、CDプレーヤー及びインターネット・ブラウザのようなメディア再生装置におけるユーザの好みの視聴メディアの自動選択、に関するものである。

【背景技術】

【0 0 0 2】

全てではないかもしれないが、テレビ、セットトップボックス、ケーブルテレビボックス、ビデオカセットレコーダー、その他様々なものに備えられているテレビ受信機のほとんどは、テレビ受信機自身の、あるいはテレビ受信機を制御するために使用することに向けているリモコンの「アップ」と「ダウン」の矢印キーで、チャンネル番号を上昇したり下降したりするように、一連のチャンネルを一つずつ移動することを、視聴者に許可するという電子的制御を有するかたちで販売されている。この機能を使用することにより、視聴者は、チャンネル間をひと飛びして、例えば、どのような番組が演じられているのかを視聴することができるし、あるいは、単にあるチャンネルから、隣接している次のチャンネルに移動することができる。

【0 0 0 3】

米国特許第5481256号明細書は、視聴者に、どんな番組が放映されているのかということを分からせる機会を与えるために、「スキャン」キーが押されると、テレビチューナが、それぞれのチャンネルで、少々の間停止しながら多くの利用可能なチャンネル間を飛び移っていく、という動作を生じさせる「スキャン」キーを加えた、テレビの遠隔制御を開示している。もし、視聴者が視聴したいと思う何かを見たら、視聴者は再び「スキャン」キーを押す。すると、チューナは、選択されたチャンネルで停止する。「スキャン」キーは、代替として、視聴者のお気に入りチャンネルとして視聴者に指定されたチャンネルの一覧をスキャンするように設定され得る。

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0 0 0 4】

いくつかの既存のテレビ受信機では、オンスクリーン・メニューや特殊なボタンを介して、視聴者が、視聴者のお気に入りチャンネルの一覧をテレビにプログラミングすること

ができる。従って、視聴者は、セットトップボックスの、又はリモコンの「お気に入り」キーを押すことによって、用意された順に、プログラムしたお気に入りチャンネル間を移動することができる。しかしながら、多くの視聴者は、お気に入りチャンネルをテレビ受信機にプログラミングするための努力をすることを望まないかもしれないし、あるいはそのような機能をプログラミングすることができないかもしれない。このような視聴者は、もしチャンネル選択の努力が軽減され、あるいは努力が不要になれば、お気に入りチャンネル機能を利用するかもしれない。

#### 【0005】

よって、本発明の目的は、お気に入りチャンネルを自動的に作成するシステムと、その方法と、を提供することである。

#### 【課題を解決するための手段】

#### 【0006】

この目的を達成するために、本発明によれば、お気に入りチャンネル又は視聴メディアの一覧を作成するために、視聴者が各チャンネル又は視聴メディアに同調している時間の長さを測定することにより、そして、視聴者が予め決められた時間よりも長く、例えば特定の1日、数日、1週間、数週間、1月あるいは数ヶ月の間に2時間以上、同調していた予め決められた数のチャンネルを、お気に入りチャンネル一覧に加える、というシステムが提供される。お気に入りチャンネル一覧は、一般的には、視聴者によって、先週1週間というような特定の期間において最も長い時間視聴されたチャンネルを含むだろう。視聴者には、手動で、一覧にチャンネルを加えたり、又は一覧からチャンネルを削除したりする付加機能が提供される。このシステムは、例えばテレビのチャンネル、ラジオ局、CD演奏装置における特定の曲、特に複数のCDを有するCD演奏装置(CDジュークボックス等と称されることもある)、というような、様々な受信機及びメディア再生装置における、お気に入りのチャンネル、放送局、番組、その他を、識別するために、インターネット・ブラウザや、テキスト情報、絵やグラフィックスを表示する、あるいはビデオ、音楽、ラジオ局またはテレビのチャンネル等のようなインターネットメディア番組を提供するインターネットのウェブサイトと連携して、使用されるだろう。

#### 【発明を実施するための最良の形態】

#### 【0007】

本発明の他の目的と機能とは、添付の図面とともに以下の詳細な説明により明白になるだろう。しかしながら、図面は、単に図での開示という要求の結果図案化されたものであり、かつ、発明の外延を定義するものではなく、その参照は添付した請求の範囲の補足を促すためのものであるべきだということが理解されるべきである。さらに、図面には寸法が描かれる必要はなく、また、別に示さない限り、本願に開示されている構成と手順とを、単に概念的に描いたものである。図面では、複数の図を通して、同一の参照符号は、同一の要素に付されている。

#### 【実施例1】

#### 【0008】

本発明を実施するための、テレビのチャンネルの受信を伴うシステムの1実施例が、図1に示されている。このシステムにおいて、テレビ受信機10は、放送電波のような放送供給源から、あるいはCATV信号の供給を通してテレビ信号20を受信する。セットトップボックス又はケーブルボックスのようなスタンドアロン装置の一部であり得る受信機10は、利用可能な放送チャンネルの一つにテレビを同調するチューナ15を有している。受信機10が同調されるチャンネルの選択は、チャンネル番号を入力することにより、「アップ」/「ダウン」ボタンを使用することにより、又は図2に示されているリモコン50のようなリモコン若しくはテレビやセットトップボックスのフロントパネル制御部にある「スキャン」キーを使用することにより実現され得る。図1に戻り、チューナ15の出力は、視聴のために表示装置40に供給される。

#### 【0009】

チャンネル統計管理部(CSM)60は、チューナ15が各チャンネルに同調していた

時間の長さを監視し、どのチャンネルが最も長い間視聴されたかという統計を計算する。CSM60は、制御部62、各チャンネルが視聴された時間を算出するための計算部64、メモリ66、及び日付を提供するカレンダー68を備えている。CSM60は、別々の筐体に分割されて提供されても、单一装置として提供されても、受信機10のように別の装置の構成部分として併合された形で提供されてもかまわない。

#### 【0010】

CSM60は、チャンネルの変更を対象としてチューナ15を監視し、視聴者がテレビを特定のチャンネルに合わせた時、あるいはテレビ受信機10がチャンネルの変更なしにスイッチを入れられた時、クロック(あるいはタイマ)70のような時間管理装置に、CSM60に送られるべきタイムスタンプの要求を送信する。CSM60は、受信したタイムスタンプを、チューナ15が初めてそのチャンネルに同調させられた開始時間として記録する。チャンネルが変更された時、あるいはテレビのスイッチが切られた時、そのチャンネルへの同調の終了時間を示すタイムスタンプを要求するための第2の要求が、CSM60からクロック70に送信される。あるチャンネルに関し、終了時刻から開始時刻を減算することにより、どのくらいの期間テレビ受信機10があるチャンネルに設定されていたかを計算して記録するCSM60に、終了時刻タイムスタンプは送信される。計算された結果であるチューナ10があるチャンネルに同調されていたそれぞれの時間は、CSM60のメモリ66に記録される。代替手法として、クロック70は、新しいチャンネルが選択された時にゼロにセットされて起動され、かつテレビ受信機がオンになった時のチャンネルが選択されている時間を計時しても良い。

#### 【0011】

本発明で使用されるであろう典型的なリモコン50が図2に示されている。リモコン50は、チャンネル番号を入力するための数字キーのセット80、テレビをオンにしたりオフにしたりする電源キー82、昇順あるいは降順にチャンネルを変更するためのチャンネル選択キー84、音量調整キー86、そしてメニューキー88が押された場合に表示装置40に表示される有効なメニュー画面を移動したり、当該画面においてオプションを選択したりするための矢印キー90a-90dに囲まれたメニューキー88というような、複数のユーザ入力キーを有している。リモコン50には、それが押された場合に、全ての利用可能なチャンネルのスキャンを開始したり停止したりするための「スキャン」キー92、図3や後に説明されている「お気に入りメニュー」画面94のような画面を表示するオンスクリーン・メニューを、表示装置40に表示させる「お気に入り」キー93が提供される。画面94は、お気に入りチャンネルをスキャンしたり、お気に入りチャンネル一覧にチャンネルを追加したり削除したりするためのオプションを提示する。これらのキーの幾つか、あるいは全ては、リモコン50に備えられる代わりに、あるいは、それに追加する形で、テレビ受信機10に備えられても良い。

#### 【0012】

「スキャン」キー92に関連する操作は、メニューキー88が押された時に表示装置40に表示されるであろう、図3に示されている画面94上のオンスクリーン「お気に入りメニュー」を使うスキャン機能を選択することである。視聴者は、矢印キー90a-90dを使用して、望みの選択(今回の場合は「スキャン」命令96である。)へスクロールし、「入力」キー91を押すことにより、このオプションを選ぶ。画面94で利用可能な他のオプションは、後に説明する、「チャンネルの追加」、「チャンネルの削除」、そして「画面を閉じる」である。

#### 【0013】

図4は、お気に入りチャンネル一覧を作成し、編集するための一つのアルゴリズムを示しているフローチャートである。ステップ100において、リモコン50又は受信機10の「スキャン」キー92が押される。ステップ110において、全ての利用可能なチャンネルについて自動的にチャンネルスキャンが始まる。これにより、所定の秒数の間(この期間は、一般的には、製造業者で予め設定されている。)、最初のチャンネルが表示されることになる。ステップ120において、「スキャン」キー92が押されているか(ある

いは、画面94上で「スキャン」オプションが再び選択されているか)どうか、が判断される。もし、2度目のスキャン機能が起動されていなければ、手順はステップ110に戻り、チューナ10は、通常は、加算される方向の次の利用可能なチャンネルに移る。スキャンは、「スキャン」キー92が2度目に押されるまで、あるいは選択されたチャンネルにチューナが留まっている場合において画面94上で「スキャン」オプションが再び選択されるまで継続する。ステップ100から120を実行する代わりに、視聴者は、ステップ125で、数字キー80を使う等のように、いずれかの選択手段を使用して、特定のチャンネルを単に選択することができる。

#### 【0014】

ステップ130において、CSM60は、視聴者がどのくらいの期間、特定のチャンネルに同調していたかを監視するサブアルゴリズムを実行する。このサブアルゴリズムは、図5に示されている。サブアルゴリズムのステップ131において、CSM60はクロック70からタイムスタンプ(t)を得て、それをCSMメモリ66のテーブルに記録する。ステップ132では、CSM60において、現在のチャンネルの開始時刻が"t"に設定され、もし存在すれば、一つ前のチャンネルの終了時刻もまた、等しく"t"に設定される。この計測では、選択されたチャンネルを得るためにスキャン機能が使用されているのに、チャンネルのスキャンに要した時間を計上していないが、スキャン時間は、無視できると推測される(さもなければ、それぞれの開始時刻と終了時刻とを、別々に記録しなければならなくなる)。いくつもの開始時刻と終了時刻とが、メモリ66の中の、表1に示すフォーマットを有するテーブルの中に、記録されるだろう。

#### 【表1】

開始時刻	終了時刻	合計時間=終了時刻-開始時刻 (ステップ133)	日付	チャンネル番号
8:00(電源オン)	8:20	20分	2/1/01	7
8:20	8:45	25分	2/1/01	4
8:45	8:59(電源オフ)	14分	2/1/01	50
...	...	...	...	...
20:00(電源オン)	20:30	30分	2/7/01	4
20:30	22:00	1時間30分	2/7/01	7
22:00	24:00(電源オフ)	2時間	2/7/01	25
...	...	...	...	...
18:00	18:50	50分	2/13/01	7

#### 【0015】

ステップ133において、チューナ10が一つ前のチャンネルに合われていた合計時間が、一つ前のチャンネルに合われていた終了時刻から開始時刻を減算した値としてCSM60において計算され、CSM60のメモリ66に記録される。そのチャンネルを視聴していた日付もまた表1に記録されている。表1は、興味の時間(例えば、それまでの2週間、それまでの10時間、等々)のエントリーを含んでいる。より早いエントリーは、この興味の時間内でなった時点で削除される。

#### 【0016】

表1に記録されている情報は、表2を生成し、かつ表2を更新するために、定期的に参照され得、その表1の情報は、「興味の時間」における、それぞれのチャンネルの視聴時間の合計を計算するために統合され得る。表1の中の、個々の視聴時間として登録された

時間が表 2 に反映された時点で、これらのエントリーは表 1 から削除される。

【表 2】

チャンネル	興味の時間内における 合計視聴時間
1	0
2	0
3	0
4	55分
5	0
6	0
7	2時間40分
...	...
25	2時間
...	...
50	14分

【0017】

図 4 を参照すると、ステップ 140において、もし、「お気に入り」キー 93 が、テレビセットがオフにされる以前のいずれの時点においても押されなければ、アルゴリズムは、ステップ 150 で終了する。もし、「お気に入り」キー 93 が押されると、アルゴリズムは、ステップ 160 に進み、そこで、それぞれのチャンネルの、視聴されかつ CSM60 の表 2 に記憶された累計時間は、興味の時間において、どの程度の期間チューナ 15 がそれぞれのチャンネルに合わされていたかということに基づいて、所定の時間において最も視聴されたチャンネル N 個を記載するお気に入りチャンネル一覧 (FCL) 表を自動的に生成するために CSM60 に記録される。例えば、ここでは、2週間が興味の時間であるとし、N は、それまでの 2 週間に視聴者が最も視聴した上位 10 チャンネルであるとする。記録されているであろう最大値 N は、一般的には、CSM60 の製造業者か CSM60 が組み込まれているテレビセットの製造業者によって予め設定される。FCL 表は CSM60 に記憶される。表に示されるお気に入りチャンネルは、例えば最も視聴したチャンネルが最初であるというように、いかなる順でもよい。お気に入りチャンネル一覧 95 が生成される時点は設計事項である。お気に入りチャンネル一覧 95 は、例えば、ステップ 160 の代わりに、「お気に入り」キー 93 が押される以前のステップ 130 で生成されても良い。しかし、お気に入りチャンネル一覧 95 にあるチャンネルは、「お気に入り」キー 93 が押される前のいずれの時刻にも変更の対象になるので、このような処理は不要に資源を費やす。

【0018】

一端 FCL 表が作成されると、図 3 に示されている画面 94 のような「お気に入りメニュー」が、表示装置 40 上にポップアップする。画面 94 は、お気に入りチャンネル一覧 95 を表示し、かつ、「スキャン」命令 96、「チャンネルの追加」命令 97、「チャンネルの削除」命令 98、及び「画面を閉じる」命令 99 の内のいずれかを選択するオプションを提示する。例えば、図 3 のお気に入りチャンネル一覧 95 では、チャンネル 7 が最も視聴されたチャンネルであり、チャンネル 25、その他、がそれに続く。

【0019】

視聴者は、ステップ 170 において「スキャン」命令 96 を選択することによって、ステップ 180 において、お気に入りチャンネル一覧 95 上の全てのお気に入りチャンネルのスキャンを開始することで、お気に入りのチャンネル一覧 95 を一通り眺めることがで

きる。従って、図3に示された例のように、チャンネル7が、最初に、少々の時間（例えば3秒間）表示され、そして、チャンネル25が同様の時間表示され、そのように継続し、一覧95における最初のチャンネル（チャンネル7）を放映するために、チューナ15が、お気に入りチャンネル一覧95の先頭へ戻るポイントであるチャンネル50まで行く。スキャンを停止し、表示装置40にそのとき表示されているチャンネルで留まるために、「お気に入り」キー93を再び押す。そして画面94は閉じる。

#### 【0020】

ステップ170において「スキャン」命令96を選択する代わりに、ステップ190において、「チャンネルの追加」あるいは「チャンネルの削除」命令97, 98のいずれかが選択されてもかまわない。それにより、ユーザに、お気に入りチャンネル一覧95を編集することが許可される。ステップ190において、「チャンネルの削除」命令98を選択すると、カーソルがお気に入りチャンネル一覧95に現れ、「アップ」と「ダウン」の矢印キーのようなもので、除外されるチャンネルが示される項目へ向かって、カーソルは操作可能になる。ステップ200において、削除されるべきチャンネルは、「入力」キー91を使って選択でき、画面94は、その後閉じる。別のチャンネルは、ステップ140において、「お気に入り」キー93を再び押されることにより、除外のために選択される。特定のチャンネルが削除された後、削除されたチャンネル以外の置換チャンネルがもしあれば、それが、お気に入りチャンネル一覧95に加えられる。新たに追加されたチャンネルは、一覧95から削除されたチャンネルがあった位置に置かれるか、あるいは、もし削除されたチャンネルが一覧95の最後のチャンネルでなかつたら、リスト95上の残りのチャンネルをリストの上方に移動し、置換チャンネルを一覧95の最下位に追加しても良い。もし、ステップ190で、「追加」命令97が選ばれたら、ステップ200において、視聴者は、数字キー80の組あるいはリモコン50のチャンネル選択キー84を使用したりして、追加され得るチャンネルを入力しても良い。チャンネルの追加をすることで、最も視聴しなかったチャンネル（すなわち、お気に入りチャンネル一覧上で、最も少なく同調されたチャンネル。）がお気に入りチャンネル一覧95から落され、画面94が閉じることになる。アルゴリズムは、ステップ220で終了する。

#### 【0021】

このシステムと方法とは、また、予め定められたサンプリング時間において、あるチャンネルが、累積視聴時間閾値よりも長く視聴あるいは選択されていた場合に限り、そのお気に入りチャンネルがお気に入りチャンネル一覧に追加されるようにデザインされている。したがって、例えば、1週間を通して、合計10時間より多くの間視聴され、あるいは選択された場合に限り、お気に入りチャンネル一覧に、チャンネルが追加される。この例によれば、もし、チャンネルが1週間のサンプリング期間を通して、累積合計8時間視聴されていたとすると、お気に入りチャンネル一覧には追加されない。なぜならば、8時間は、10時間という閾値を越えていないからである。しかし、もしチャンネルが、1週間のサンプリング期間を通して、累積合計30時間視聴されていたとすると、そのチャンネルはお気に入りチャンネル一覧に追加される。なぜならば、サンプリング期間内に、閾値は超えられたからである。累積視聴時間閾値あるいは累積選択時間閾値とサンプリング期間とは、少なくとも、製造業者によって予め設定されること又はユーザによって調整若しくは設定されること、のいずれか一方が可能であるということが意図されている。

#### 【0022】

この発明のシステムと方法とは、また、結合された娛樂システム、ラジオ受信機のようなテレビ以外のメディア再生装置に使用され得る。お気に入り一覧を、ユーザが特定のラジオ局に合わせている時間を計ることで、そのようなラジオ受信機のために作成することができる。この発明のシステムと方法とは、また、多数の音楽や歌等を有するCDを保有するCDプレイヤーのユーザによって選択される好みの音楽を特定するために使用するのに向いている。特に、この発明は、少数のCD、典型的には5枚のCD、をその中に有するCDプレイヤーや、20枚以上のCDを保持する、しばしばCDジュークボックスプレーヤーと称されるような複数のCDを有するCDプレイヤーに適用できる。好みの音楽の

みが演奏されるように、あるいは、CDに登場する順番に音楽を演奏している場合よりもむしろ、どの音楽を演奏するのかということをCDプレイヤーが不規則に選ぶランダム演奏モードにおいてCDからCDプレイヤーが音楽を演奏している場合に好みの音楽が他の音楽よりもより頻繁に演奏されるように、この発明は使用される。このシステムは、また、自動的に、ユーザが特に興味を持っているインターネットのウェブサイトやウェブページを特定するために、コンピュータ（携帯不可能な装置と携帯可能な装置と、手持ちの装置又は個人デジタル補助装置のようなコンピュータあるいは携帯電話と、を含む）と、インターネット・ブラウザとを連携して使用される。これらの好みのウェブサイトは、インターネット・ブラウザの「ブックマーク」や「お気に入り」の一覧、あるいは、ストリーミング生放映や録画済映像、ラジオの生放送、テレビの生放送、生放送あるいは録画済の音楽、その他のインターネットメディア番組を配達し表示するインターネット追加プログラムのお気に入りチャンネル一覧、に加えられ得る。

#### 【0023】

以上、好ましい実施例に適用されているように、この発明の基本的な新規機能を開示し、説明し、指摘した。図示された装置の形式や図示された装置の詳細、及びそれらの操作に関する多くの省略、置き換え及び変更が、本発明の本質を逸脱しない範囲で、当業者によって適用され得ることが理解されるだろう。例えば、これらの要素の組み合わせの全て、かつ/または、同様の結果を奏する実質的に同様の手段で実質的に同様の機能を実行する方法手順が本発明の範囲に属するということは、明確に意図されている。さらに、構成、かつ/または、要素、かつ/または、いずれかの開示された形式または本発明の実施例と結合されて示された、かつ/または説明された方法手順は、一般的な設計事項として、他のいずれかの、開示され、または説明され、または示唆された形式または実施例に、組み込まれても良い。

#### 【図面の簡単な説明】

#### 【0024】

【図1】本発明の実施例におけるシステム及び方法のブロック図である。

【図2】お気に入りチャンネル一覧を変更するための、かつ、本発明の実施例によって生成されたお気に入りチャンネル一覧にあるチャンネルをスキャンするための、リモコンの例を現している。

【図3】お気に入りチャンネルの一覧を見る事ができ、お気に入りチャンネルを通してのスキャンを開始でき、あるいはお気に入りチャンネル一覧を編集することのできる、オンスクリーン・メニューの一例を現している。

【図4】本発明による、お気に入りチャンネル一覧を生成し、かつ編集するための一つの方法を現しているフローチャートである。

【図5】本発明の実施例による、図4におけるステップ130で実行される、サブアルゴリズムのフローチャートである。